



監査告示第17号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和7年11月4日から同月25日まで実施した定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和7年12月25日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 辛島 光司

令和7年度第5回定期監査結果報告

1. 監査の対象 税務課

2. 監査の期間 令和7年11月4日から同月25日まで

3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼して監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和8年1月30日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遗漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】

基本的な事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、府内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

(1) 契約事務について

①事前に提出された見積書の封筒に受付日時の記載がないもの

【要望事項】

(1) その他、軽微な誤りについて

契約事務について、履行確認書が綴られていないもの、文書事務等について、

回議書等に決裁日の記入のないもの、旅行命令書等に印もれのあるものなど軽微な誤りが確認された。このため、事務に際しては、基本に立ち返り、庁内マニュアル等を参考に適正な執行に努めること。

令和7年度第5回定期監査結果報告

1. 監査の対象 教育総務課

2. 監査の期間 令和7年11月4日から同月25日まで

3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼して監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和8年1月30日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

【指摘事項】

事務処理に著しく適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、府内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

（1）契約事務について

①予定価格調書の記載に誤りがあるもの

②契約に関する内容に疑義があるもの

【注意事項】

基本的な事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、府内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

(1) 契約事務について

- ①仕様書に質疑・回答に関する項目がないもの
- ②積算単価等の算出根拠が不明瞭のもの
- ③1者特命随意契約の場合の見積心得の条項に不備のあるもの
- ④仕様書ならびに契約書に長期継続契約における翌年度以降の予算の減額又は契約解除に関する記載がないもの
- ⑤契約必要書類が7日以内に提出されていないもの
- ⑥契約書の訂正を適正な方法で行っていないもの

(2) 会計事務について

- ①支出負担行為伺書の決裁者欄に押印のないもの

【要望事項】

(1) その他、軽微な誤りについて

文書事務等について、旅行命令書や回議書等に決裁日の記入がないもの、旅行命令書に印もれがあるものなど軽微な誤りが確認された。このため、事務に際しては、基本に立ち返り、庁内マニュアル等を参考に適正な執行に努めること。

令和7年度第5回定期監査結果報告

1. 監査の対象 消防本部

2. 監査の期間 令和7年11月4日から同月25日まで

3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼して監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和8年1月30日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】

基本的な事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、府内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

（1）契約事務について

- ①仕様書に質疑・回答の項目の記載がないもの
- ②仕様書及び契約書に長期継続契約における翌年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約解除の記載がないもの
- ③見積書の開封に落札者が立ち会わなかった場合に、
 - ・当該契約事務に係る職員の立会をさせていないもの

- ・契約の相手方決定通知を送付していないもの
- ④契約手続きに不備があるもの

【要望事項】

(1) その他、軽微な誤りについて

文書事務等について、旅行命令書等に決裁日記入もれのあるものなど軽微な誤りが確認された。このため、事務に際しては、基本に立ち返り、府内マニュアル等を参考に適正な執行に努めること。